

(屋号による記載)

問 55 適格請求書に記載する名称は屋号も認められますか。【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書に記載する名称については、例えば、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。